

第Ⅲ部 毎月勤労統計調査の概要

1 毎月勤労統計調査の意義

現在、我が国の雇用労働者は約 5,973 万人（令和 2 年平均、労働力調査）と、全就業者の 89.5% を占めるに至っており、我が国経済・社会の中においてひととき重要な役割を担っているといえる。このため、雇用のすう勢及び労働条件の動向を把握することは我が国の労働・経済政策を適切に運営していく上で必要不可欠となっている。

毎月勤労統計調査は、これら雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としており、我が国の労働及び経済に関する基本的な統計の一つとして実施されているものである。

調査の結果の利用は多岐にわたっている。まず、景気動向の変化を把握するために欠かせない指標とされているほか、労働経済の分析や国民経済計算の推計のための基礎資料として用いられている。また、厚生労働行政において雇用保険法に基づく基本手当日額や労働基準法に基づく労働者の休業補償の額等の改訂のための法定資料として用いられたりするなど、国民の日常生活とも深い関係をもっている。

他方、民間企業においても、労働条件に関する問題解決のための合理的、客観的な資料として労使双方に広く利用されるとともに経営計画策定に当たっての基礎資料とされている。

さらに、我が国の労働事情を反映する資料として、ILO、OECD等を通じ広く海外にも紹介され、我が国雇用労働者の国際的地位を明らかにする役割を果たしており、毎月勤労統計調査は、近年、ますますその重要性を増しつつある。

2 調査の沿革と現行調査の体系

(1) 調査の沿革

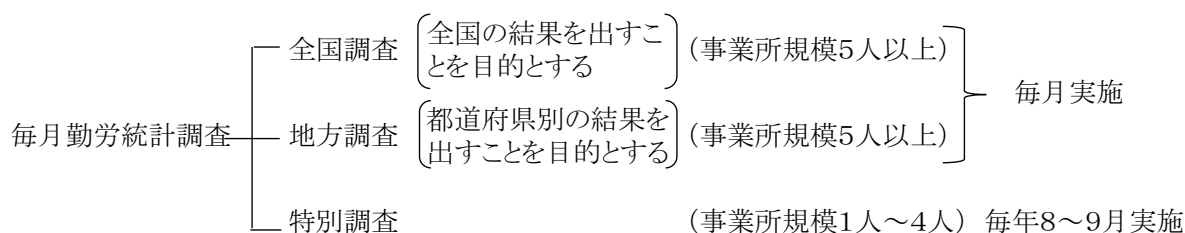
毎月勤労統計調査の歴史は古く、大正 12 年 7 月に開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」にその端を発する。その後の変遷を経て、昭和 19 年 7 月に勤労統計調査令（昭和 19 年 4 月勅令第 265 号）に基づき、現在の名称である毎月勤労統計調査が内閣統計局によって開始された。戦後、労働省（現厚生労働省）に移管されて幾度かの改正を経て現在に至っている。昭和 25 年に調査対象事業所の規模の下限を各産業 30 人とし、建設業を昭和 27 年から、サービス業を昭和 46 年（地方調査については昭和 47 年 4 月）から調査産業に含めた。昭和 47 年 7 月には、沖縄県を調査地域に含めている。

また、昭和 26 年に地方調査（事業所規模 30 人以上）、昭和 32 年に全国調査乙調査（同 5～29 人）と特別調査（同 1～4 人、年 1 回）をそれぞれ開始した。昭和 55 年には特別調査を 1～29 人対象に拡充し、年 1 回は 5～29 人の都道府県別表章を可能にした。平成 2 年 1 月には全国調査、地方調査の対象を拡充、共に 5 人以上とし、特別調査は 1～4 人対象に戻した。その際、パートタイム労働者の人数を内数として調べ始めたが、賃金、労働時間も平成 5 年 1 月から調べ始めた。

(2) 調査の体系

調査の体系は、毎月勤労統計調査規則（昭和 32 年労働省令第 15 号）によって定めている。

現在の体系は次のとおり、全国調査、地方調査及び特別調査の3つに分かれる。



3 調査の範囲と調査期間

(1) 調査の範囲

ア 地域は、日本国全域である。

イ 産業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）である。

ウ 事業所は、イの産業に属する事業所であって常用労働者を雇用するもののうち、全国調査及び地方調査は常用労働者を常時5人以上雇用する事業所、特別調査は常用労働者を1人以上4人以下雇用する事業所である。ただし、これらの事業所に雇用される常用労働者のうち、船員法（昭和22年法律第100号）に規定する「船員」は調査の対象から除外している。

(2) 調査期間

全国調査及び地方調査では、調査期間は1か月を単位としており、調査期日は毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）としている。

また、特別調査は、毎年7月末日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）を調査期日としている。

(3) 各調査の特徴

全国調査は、常用労働者を5人以上雇用する事業所の常用労働者についての賃金、労働時間及び雇用の全国的な変動を毎月明らかにすることを目的としている。

調査対象事業所の抽出方法及び調査の実施方法は、事業所の改廃の頻度と事業所の調査負担を勘案し、30人以上規模の事業所と5～29人規模の事業所とで別々なものとしている。30人以上規模の事業所は、比較的安定性があり、かつ事務的にも整備されていると考えられるため、調査対象事業所（本調査では「第一種事業所」と呼ぶ）を事業所母集団データベースの最新の年次フレームに基づいて作成した事業所リストから抽出して、郵送調査を実施している。これに対して、5～29人規模の事業所は新設、廃止などの変動が多く、かつ事務の整備も比較的十分でない小規模事業所であることから、一定数の調査区を地域標本として抽出し、その地域内から調査対象事業所（本調査では「第二種事業所」と呼ぶ）を抽出して統計調査員が実地調査するという方法をとっている。なお、第一種事業所、第二種事業所ともにオンライン調査も可能としている。

地方調査は、都道府県別の変動を明らかにする目的で、常用労働者5人以上を雇用する事業所について、全国調査に準じた標本設計や調査方法によって実施している。調査対象事業所は、全国調査の調査対象事業所に地方調査のみの調査対象事業所を加えたものとなっており、全国調査と同様の調査方法により調査を行っている。

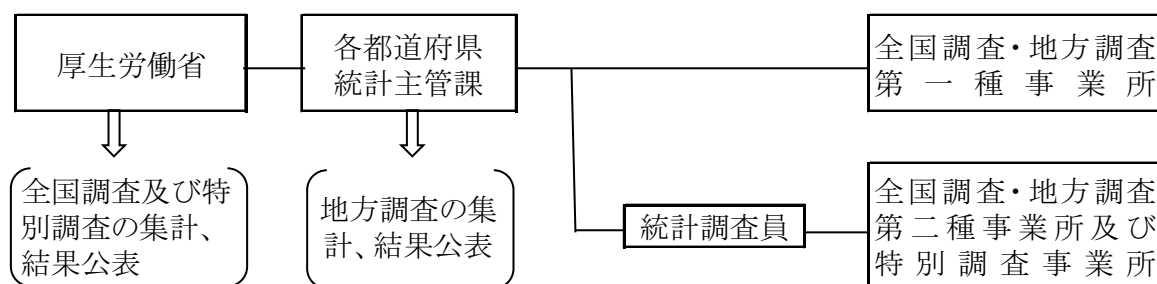
特別調査は、毎月行っている全国調査及び地方調査ではカバーされない常用労働者1～4人規模の事業所における賃金、労働時間、雇用等の実態を明らかにするために年一回実施するものである。この調査は労働者個人ごとに調査しているので、年齢階級別、勤続年数階級別、給与額階級別などの構造的な調査結果も得られる。

第1表 毎月勤労統計調査各調査の概要

調査の種類		調査対象	抽出方法	調査方法	調査事項	調査時期	備 考
全国調査	第一種事業所に係る調査	(1) 日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく16大産業(鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く) (2) 規模30人以上	事業所抽出(層化一段抽出方式) 母集団事業所は事業所母集団データベースによる年次フレームの事業所リスト	郵送調査又はオンライン	主要な生産品の名称又は事業内容 常用労働者数、月間入・離職者数、パートタイム労働者数、きまって支給する給与(定期給与)、超過労働給与(所定外給与)、特別に支払われた給与(特別給与)、賞与、出勤日数、所定内労働時間、所定外労働時間	毎月	(1) 昭和46年1月から調査対象にサービス業(家事サービス業、外国公務を除く。)を含めた。なお、サービス業は付帯調査として昭和44年1月から実施していた。 (2) 昭和47年7月から沖縄県を調査範囲に加えた。 (3) 平成29年1月から日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づき表章
	第二種事業所に係る調査	(1) 調査産業は全国調査第一種事業所に係る調査と同じ (2) 規模5～29人	調査区及び事業所抽出(層化二段抽出法) 母集団調査区は毎勤第二種基本調査区	統計調査員による実地調査又はオンライン	全国調査第一種事業所に係る調査と同じ	毎月	全国調査第一種事業所に係る調査と同じ
地方調査	第一種事業所に係る調査	(1) 調査産業は全国調査第一種事業所に係る調査と同じ (2) 規模30人以上	全国調査第一種事業所に係る調査と同じ	全国調査第一種事業所に係る調査と同じ	全国調査第一種事業所に係る調査と同じ	毎月	(1) 結果集計及び公表は都道府県 (2) 昭和47年4月から調査対象にサービス業(家事サービス業、外国公務を除く。)を含めた。 (3) 昭和47年7月から沖縄県を調査範囲に含めた。 (4) 平成29年1月から日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づき表章
	第二種事業所に係る調査	(1) 調査産業は全国調査第一種事業所に係る調査と同じ (2) 規模5～29人	全国調査第二種事業所に係る調査と同じ	全国調査第二種事業所に係る調査と同じ	全国調査第一種事業所に係る調査と同じ	毎月	(1) 結果集計及び公表は都道府県 (2) 平成2年1月から開始 (3) 平成29年1月から日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づき表章

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



※ 第一種事業所及び第二種事業所については、オンライン調査も可能となっている。

5 調査対象事業所の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率について、産業、事業所規模別に目標精度を定めて行っている（第2表）。

第一種事業所（規模30人以上）は、事業所母集団データベースの年次フレームに基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

調査対象事業所の抽出は、平成30年1月分以降、毎年、最新の年次フレームに基づいて行っている（抽出替え）。なお、抽出替えは、全体の調査対象事業所の3分の1について行い、各組は3年間継続するローテーション方式により調査を行っている。（平成30年及び令和元年については、経過措置として、全体の調査対象事業所の2分の1について抽出替えを行い、各組は2年間もしくは3年間継続するローテーション方式により調査を行っている。）

なお、平成27年1月分調査までは、2～3年に一度、一斉に抽出替え（総入れ替え）を実施し、その際、結果に生じる時系列上の段差を軽減させるため、指数及び増減率を補正（ギャップ修正）していたが、平成30年からは毎年1月分調査で一部を入れ替える方式（ローテーション・サンプリング）に変更し、常用雇用指数以外のギャップ修正は行わないこととしている。

第二種事業所（規模5～29人）は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、経済センサスの調査区（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け、各層ごとに所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に調査対象事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査対象事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類 ^(注)	2%	2%	2%
中分類	3%	3%	3%

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)の一括分の抽出区分を含む

第3表 調査区層化基準(第二種事業所)

層番号	毎勤調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が30%以上	A種産業1)の事業所数が1以上
2		その他
3	卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

(注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機械器具製造業。

2) 複数の層の条件に該当する場合は番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所については、原則3年1か月継続して調査する方式をとっているが、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は、最新の年次フレームの事業所から抽出して指定する。

第二種事業所については、廃止事業所、5人未満へ規模縮小となった事業所や調査区外へ転出した事業所等の補充を行うため、随時追加指定を行う。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査対象事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r ; 推計比率 (産業、規模別)

E ; 前月末母集団労働者数 (産業、規模別)

e_0 ; 前月末調査労働者数の合計 (産業、規模別)

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e_0 に推計比率 $r (=E/e_0)$ を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数 E と等しくなる。

前月末母集団労働者数 E として用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者数に(3)で述べる補正を施したものである。ただし、最新のセンサス結果が判明したときには、それから作成した値を前月末母集団労働者数とする。

このような推計方法は、リンク・リラティブ方式 (link-relative method) といわれるものである。

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査対象事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

ここに

$\bar{a}$; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計

e_0, e_1 : 前月末及び本月末調査労働者数の合計 (いずれも本月分調査票)

※ a, e_0, e_1 における事業所規模別の合計の計算方法はカ及びキによる。

※ 実際の計算においては、 a, e_0, e_1 のそれぞれに推計比率 r を乗じて計算している。

(端数処理により、上式での計算結果と異なる場合がある。)

ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査対象事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値 (上記イの a) に推計比率 (上記アの r) を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同じ産業、規模区分の男女計の推計比率を用い、性別又は就業形態別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum ar}{\frac{1}{2}(\sum e_0 r + \sum e_1 r)}$$

ここに

$\bar{A}$; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計 (産業、規模別)

e_0, e_1 ; 前月末及び本月末調査労働者数 (産業、規模別)

r ; 推計比率 (産業、規模別)

Σ ; 産業又は規模について合計をとることを示す記号

エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査対象事業所の前月末及び本月末調

査労働者数の合計(上記イにおける e_0 、 e_1) に推計比率 r を乗じたもの ($e_0 \cdot r$ 、 $e_1 \cdot r$) のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの ($\Sigma e_0 \cdot r$ 、 $\Sigma e_1 \cdot r$) である。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様である。

性別及び就業形態別の推計方法も同様である。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めている。

オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「第4表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表」に掲げた産業のことである。また、規模とは、事業所規模 1,000 人以上、500～999 人、100～499 人、30～99 人、5～29 人のことである。

カ 事業所規模 30 人以上の推計方法

事業所規模 30 人以上区分の推計においては、第一種事業所は、同じ都道府県、産業、規模区分であっても組番号によって抽出率が異なることから、第一種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じて合計する方法で算出している。

キ 事業所規模 5～29 人の推計方法

なお、事業所規模 5～29 人区分の推計においては、第二種事業所は、同じ都道府県、産業、規模区分であっても調査区によって抽出率が異なることから、第二種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じて合計する方法で算出している。

(2) 調査結果の増減率

調査結果の増減率は、後述「8 全国調査結果から作成される指数及びギャップ修正等」で解説する指数から計算することとしている。指数を作成していない項目については、指数にならって時系列比較が可能であるように調査結果を補正した上で計算することとしている。

(3) 母集団労働者数の補正

全国調査においては、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を推計労働者数に反映させるため、次により、毎月、母集団労働者数の補正を行っている。

ア 全国調査の対象範囲である 5 人以上事業所の新設、廃止、5 人未満からの規模の拡大及び 5 人未満への規模の縮小に伴う労働者数の変動分を、雇用保険事業所データにより、産業、規模別に推計する。

イ 調査対象事業所の常用労働者数が変動した場合、一定の基準に従い当該調査対象事業所の規模区分の変化の有無を判断し、規模区分が変化した調査対象事業所の労働者数に基づき、規模別労働者数の変動分を推計する。

ウ ア、イで推計した産業、規模別労働者数の変動分を、前月分調査による本月末推計労働者数に加味したものを本月分調査の集計で使用する母集団労働者数とする。

(4) 平成 30 年 1 月分の結果推計用の母集団労働者数

第一種事業所の部分入替えを行った平成 30 年 1 月分調査の結果推計においては、産業、規模別の前月末母集団労働者数は、旧集計については、平成 29 年 12 月分調査の本月末推計労働者数を(3)により補正したものであり、新集計については、平成 26 年経済センサス-基礎調査により新たに算定したものである。

(5) 集計事項

毎月勤労統計調査 調査計画のとおりである。

(6) 夏季及び年末賞与の集計

6 月、7 月及び 8 月の 3 か月間（夏季）及び 11 月、12 月、翌年 1 月の 3 か月間（年末）に支給された「特別に支払われた給与」の中から賞与を抜き出して、夏季及び年末毎に各月分を合計したものを夏季賞与又は年末賞与（賞与の支給を行った事業所の常用労働者 1 人平均）として集計している。

賞与集計の主要な事項は、①賞与の支給を行った事業所数の全事業所数に対する割合、②賞与支給事業所の労働者数（注）の常用労働者数に対する割合、③賞与支給事業所の常用労働者 1 人当たり賞与支給額などであり、それぞれ産業、規模別に集計している。

（注） 賞与支給事業所の労働者数には、賞与を支給した事業所に在籍する賞与の支給を受けていない労働者も含む。

なお、第二種事業所に係る調査においては、7 月及び 1 月に調査区の 3 分の 1 を入れ替えるので、夏季賞与及び年末賞与の集計対象となるのは、残り 3 分の 2 の調査区の事業所である。

(7) 調査結果の表章産業及び表章規模

ア 表章産業

全国調査の結果表章は、産業大分類ほか、中分類及び製造業、情報通信業、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）の小分類の中から当該産業の労働者数などを基準にして選定し、116 産業を表章しているものであり、「第 4 表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表」のとおりである。

また、地方調査の表章産業は都道府県によって異なるが、産業大分類並びに製造業、卸売業、小売業及び医療、福祉の中分類の全部又は一部を表章している。

イ 表章規模

全国調査の表章規模は、毎月の集計の場合、事業所規模について、1,000 人以上、500～999 人、500 人以上、100～499 人、30～99 人、30 人以上、5～29 人、5 人以上の 8 区分である。

また、地方調査の表章規模は、原則として、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の6区分であるが、調査対象事業所数が少ないところにおいては、100人以上、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の5区分である。

第4表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表

産業分類	産業分類	産業分類
大分類	E-1 消費関連製造業	特掲(小分類)
TL 調査産業計	E-2 素材関連製造業	E091 畜産食料品製造業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	E-3 機械関連製造業	E092 水産食料品製造業
D 建設業	F33 電気業	E097 パン・菓子製造業
E 製造業	G37 通信業	E151 印刷業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	G39 情報サービス業	E165 医薬品製造業
G 情報通信業	G41 映像・音声・文字情報制作業	E183 工業用プラスチック製品製造業
H 運輸業、郵便業	H42 鉄道業	E244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業含む)
I 卸売業、小売業	H43 道路旅客運送業	E266 金属加工機械製造業
J 金融業、保険業	H44 道路貨物運送業	E281 電子デバイス製造業
K 不動産業、物品賃貸業	I-1 卸売業	E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
L 学術研究、専門・技術サービス業	I51 繊維・衣服等卸売業	E292 産業用電気機械器具製造業
M 宿泊業、飲食サービス業	I52 飲食料品卸売業	E311 自動車・同附属品製造業
N 生活関連サービス業、娯楽業	I54 機械器具卸売業	G391 ソフトウェア業
O 教育、学習支援業	I-2 小売業	I522 食料・飲料卸売業
P 医療、福祉	I56 各種商品小売業	I543 電気機械器具卸売業
Q 複合サービス事業	I57 織物・衣服・身の回り品小売業	I581 各種食料品小売業
R サービス業(他に分類されないもの)	I58 飲食料品小売業	I591 自動車小売業
中分類等	I59 機械器具小売業	K694 不動産管理業
D06 総合工事業	J62 銀行業	K711 自然科学研究所
D07 職別工事業(設備工事業を除く)	J63 協同組織金融業	L742 土木建築サービス業
D08 設備工事業	J64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	L743 機械設計業
E09, 10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	J65 金融商品取引業、商品先物取引業	N804 スポーツ施設提供業
E11 繊維工業	J67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	N806 遊戯場
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	K68, 69 不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	P831 病院
E13 家具・装備品製造業	K70 物品賃貸業	P832 一般診療所
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	L71 学術・開発研究機関	P853 児童福祉事業
E15 印刷・同関連業	L72 専門サービス業(他に分類されないもの)	P854 老人福祉・介護事業
E16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	L73 広告業	P855 障害者福祉事業
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	L74 技術サービス業(他に分類されないもの)	R881 一般廃棄物処理業
E19 ゴム製品製造業	M75 宿泊業	R912 労働者派遣業
E21 窯業・土石製品製造業	M76 飲食店	R922 建物サービス業
E22 鉄鋼業	M77 持ち帰り・配達飲食サービス業	R923 警備業
E23 非鉄金属製造業	N80 娯楽業	
E24 金属製品製造業	081 学校教育	E-1:E09, E10, E11, E13, E15, E20, E32
E25 はん用機械器具製造業	082 その他の教育、学習支援業	E-2:E12, E14, E16～E19, E21～E24
E26 生産用機械器具製造業	P83 医療業	E-3:E25～E31
E27 業務用機械器具製造業	P85 社会保険・社会福祉・介護事業	I-1:I50～I55
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	Q87 協同組合(他に分類されないもの)	I-2:I56～I61
E29 電気機械器具製造業	R88 廃棄物処理業	
E30 情報通信機械器具製造業	R89, 90 自動車整備業、機械等修理業(別掲を除く)	
E31 輸送用機械器具製造業	R91 職業紹介・労働者派遣業	
E32, 20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	R92 その他の事業サービス業	

(注) 表章に用いる産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)を用いている。

(8) 調査結果の精度

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根（標準誤差）を推計値で除したもの（標準誤差率）で評価され、調査項目によって異なる。達成精度として、きまって支給する給与の標準誤差率を以下のように算出し、第5表にその結果を示した。

① 調査産業計、規模計の標準誤差率

$$C^2 = \sum_i R_i^2 W_i^2 C_i^2$$

C ; 産業計、規模計の標準誤差率

C_i ; 産業、規模別標準誤差率（②で計算）

W_i ; 産業計、規模計母集団労働者数に対する産業、規模別母集団労働者数の割合

R_i ; 産業計、規模計における一人平均きまって支給する給与に対する産業、規模別一人平均きまって支給する給与の割合

② 産業、規模別の標準誤差率

第一種事業所（規模 30 人以上）調査は

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

C_i ; 産業、規模別標準誤差率

N_i ; 産業、規模別母集団事業所数

n_i ; 産業、規模別回答事業所数

ϕ_i ; 産業、規模別一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{C_x^2 + C_y^2 - 2\rho C_x C_y}$$

C_x ; 産業、規模別きまって支給する給与総額の事業所間変動係数

C_y ; 産業、規模別和半労働者数の事業所間変動係数

ρ ; 産業、規模別きまって支給する給与総額と和半労働者数との相関係数

第二種事業所（規模 5 ～ 29 人）調査は

$$C_i^2 = \sum_j \left\{ \frac{M_{ij}(M_{ij} - m_{ij})}{m_{ij}} \cdot \left(\frac{VX_{a_{ij}}}{TX_i^2} + \frac{VY_{a_{ij}}}{TY_i^2} - 2 \frac{COV_{a_{ij}}}{TX_i \times TY_i} \right) + \frac{M_{ij}}{m_{ij}} \sum_k \frac{N_{ijk}(N_{ijk} - n_{ijk})}{n_{ijk}} \cdot \left(\frac{VXe_{ijk}}{TX_i^2} + \frac{VYe_{ijk}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVe_{ijk}}{TX_i \times TY_i} \right) \right\}$$

C_i ; 産業別標準誤差率

M_{ij} ; 第 j 層における産業別の母集団調査区数

m_{ij} ; 第 j 層における産業別の標本調査区数

TX_i ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計

TY_i ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計

$VX_{a_{ij}}$; 第 j 層における産業別のきまって支給する給与総額の調査区間分散

$VY_{a_{ij}}$; 第 j 層における産業別の和半労働者数の調査区間分散

$COV_{a_{ij}}$; 第 j 層における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の調査区間共分散

N_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の総事業所数

n_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の回答事業所数

VXe_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散

VYe_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散

$COVe_{ijk}$; 第 j 層第 k 調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

※ 推計値は (1)カ及びキに基づき抽出率の逆数を乗じて推計していることから、上式の合計等の値も抽出率の逆数を乗じて計算した値に基づいている。

第5表 産業、規模別標準誤差率(きまって支給する給与)

(令和2年7月分結果) (単位:%)

産業	規模5人以上	規模30人以上	規模500人以上	規模100人 ～499人	規模30人 ～99人	規模5人 ～29人
TL 調査産業計	0.32	0.41	0.43	0.78	0.78	0.49
C 鉱業、採石業、砂利採取業	3.68	2.00	—	—	4.67	7.82
D 建設業	1.01	1.69	1.79	3.12	2.56	1.23
E 製造業	0.52	0.60	0.33	1.47	0.93	1.06
E09,10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	2.46	2.96	1.71	5.15	3.16	3.60
E11 繊維工業	2.58	3.00	—	5.77	2.73	4.65
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	2.77	3.00	—	2.46	4.33	4.55
E13 家具・装備品製造業	2.42	2.35	1.87	2.81	6.29	5.29
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	2.58	2.87	1.92	4.50	4.35	5.73
E15 印刷・同関連業	3.11	3.06	4.35	6.54	3.94	7.51
E16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	2.44	2.72	1.19	5.59	3.44	3.61
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1.82	2.05	1.66	4.47	3.06	3.92
E19 ゴム製品製造業	2.95	3.25	—	7.45	4.04	6.89
E21 窯業・土石製品製造業	2.20	3.30	0.87	7.22	3.29	2.63
E22 鉄鋼業	3.64	4.30	0.49	11.22	3.05	3.34
E23 非鉄金属製造業	1.81	1.79	1.17	3.56	2.55	6.22
E24 金属製品製造業	1.89	1.78	1.46	4.69	2.25	3.80
E25 はん用機械器具製造業	2.01	2.27	1.33	5.14	3.51	4.14
E26 生産用機械器具製造業	1.75	2.30	0.69	4.40	4.03	1.90
E27 業務用機械器具製造業	1.86	2.00	1.12	4.90	3.73	4.80
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1.19	1.17	0.93	4.76	4.12	5.69
E29 電気機械器具製造業	1.54	1.69	0.59	4.46	3.45	3.67
E30 情報通信機械器具製造業	1.80	1.76	1.52	5.29	5.38	9.25
E31 輸送用機械器具製造業	1.17	1.19	0.78	3.92	5.52	5.57
E32,20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	2.53	2.10	2.03	3.82	3.28	5.45
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1.15	1.30	0.71	2.33	2.54	2.43
G 情報通信業	1.13	1.20	1.47	2.63	2.17	3.08
H 運輸業、郵便業	1.51	1.96	5.91	2.84	2.96	1.97
I 卸売業、小売業	0.97	1.54	1.96	3.07	2.30	1.18
J 金融業、保険業	2.00	2.91	1.80	7.92	5.47	1.81
K 不動産業、物品賃貸業	2.33	3.14	8.22	4.52	4.69	3.38
L 学術研究、専門・技術サービス業	1.30	1.29	1.77	2.70	2.27	2.84
M 宿泊業、飲食サービス業	1.43	2.59	3.57	4.72	3.57	1.69
N 生活関連サービス業、娯楽業	2.65	4.65	10.04	7.55	6.67	2.90
O 教育、学習支援業	1.37	1.60	2.21	2.58	2.54	2.64
P 医療、福祉	0.75	0.96	0.34	1.63	2.65	1.13
Q 複合サービス事業	1.78	2.75	10.74	2.00	1.33	1.39
R サービス業(他に分類されないもの)	1.27	1.55	1.55	2.65	3.07	2.23

7 用語の解説

(1) 常用労働者（一般労働者，パートタイム労働者）

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数（総実労働時間，所定内労働時間，所定外労働時間）

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計をいう。

「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

(4) 現金給与額（現金給与総額，きまって支給する給与，所定内給与，所定外給与，特別に支払われた給与）

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の額をいう。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計金額をいう。

「きまって支給する給与」（定期給与）とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。

「所定外給与」（超過労働給与）とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で、時間外手当、早朝出勤手当、休日

出勤手当、深夜手当等をいう。

「特別に支払われた給与」（特別給与）とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらない労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるものをいう。

また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているがその額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。

(5) パートタイム労働者比率

「パートタイム労働者比率」とは、調査期間末の全常用労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合を百分率化したものをいう。

(6) 入職率、離職率

「入職率」とは、調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

「離職率」とは、調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

8 全国調査結果から作成される指数及びギャップ修正等

(1) 指数の作成

本調査では、調査結果の時系列的利用の便を図るため、作成する統計のうち主なものについては、特定の年（「基準年」という。現在は平成27年である。）の平均を100とする指数を計算し、時系列統計表の形式で提示することになっている。さらに賃金の実質的な購買力を示す指標として、賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出した実質賃金指数を作成している。

(2) 指数の改訂

これらの指数は、「ア 基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）」、「イ 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂」及び「ウ 常用労働者数のベンチマーク更新」という3つの事由で過去に遡って改訂する。

ア 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行うものである（指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日総務省告示第112号）に基づく）。この基準時更新では、各指数を過去全期間にわたって改訂するが、増減率は遡及改訂しない。

イ 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

平成27年1月までは、センサスの実施周期に合わせて、第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入替え）を一斉に行った。その際に、新旧の調査対象事業所が大幅に入れ替

わったことにより、単位集計区分内の集計値（注）に大きなギャップが生じるため、新旧の期間をまたぐ統計の接続性を確保するために、それを技術的に補正している。この補正のことを「ギャップ修正」と呼んでいる。

（注）リンク・リラティブ方式で集計している労働者数を除く。

ギャップ修正の考え方の基本は、

- ① 第一種事業所の抽出替え（新母集団枠に基づくもの）実施月の新サンプルによる調査結果は、最新の事業所情報を反映した水準と考えられる。
- ② 一方、旧サンプルの調査結果についても、それぞれの調査時点での事業所情報を反映した水準であると考えられる。
- ③ 調査対象が入れ替わったことによる新・旧結果の「ずれ」について、新・旧の期間をまたぐ分析を行う際には、抽出替えを行った月に急激な変化が生じたと考えることは、不適切であると考えられるため、旧サンプルの結果が新サンプルの結果になめらかに接続するよう、旧サンプルの調査開始時点に遡って段階的に調整する。

なお、平成 30 年のローテーション・サンプリングの導入に伴い、抽出替えのギャップが小さくなったことから、現在は常用雇用指数以外のギャップ修正を行っていない。

賃金・労働時間指数を例に取れば、第一種事業所の抽出替え実施月に旧サンプルと新サンプルとの調査を行い、新サンプルによる調査結果を最新の事業所情報が反映された水準と考え、この水準と現行の指数の水準との間に生じるギャップについて、過去に遡って技術的に補正している。

なお、指数を作成していない所定外給与、特別に支払われた給与及び夏季・年末賞与についても、このギャップの補正計算と同様な計算を行い、増減率のみ改訂する。

ただし、毎月の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行っていない。そのため、公表されている増減率と実数から計算した増減率は必ずしも一致しないので、時系列比較をする際には注意を要する。また、パートタイム労働者比率及び入・離職率はギャップ修正を行わない。

ウ 常用労働者数のベンチマークの更新（常用雇用指数のギャップ修正）

常用労働者数のベンチマークの数値（センサスから作成した前月末母集団労働者数）については、センサスの結果が利用できるタイミングで更新している。この時、常用雇用指数（就業形態計）については、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。

なお、一般労働者・パートタイム労働者別の常用雇用指数について、基本的には、常用雇用指数（就業形態計）のギャップ修正の考え方と同様に行っているが、旧調査結果と新調査結果とでは、パートタイム労働者比率の推計値にギャップが生じるため、ベンチマークの更新のギャップ修正に加えて、このギャップについての補正も行っている。

9 平成 30 年 1 月分調査における指数の改訂の考え方

平成 30 年 1 月のギャップ修正は、それまで集計に用いていた母集団労働者数を、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」に基づく労働者数に変更したことから、常用雇用指数についてギ

ギャップ修正を行った。

(1) 常用雇用指数（就業形態計）

平成 30 年 1 月のギャップ修正においては、ベンチマークを「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」（平成 21 年 7 月 1 日現在）から「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」（平成 26 年 7 月 1 日現在）に変更したことから、平成 21 年 7 月分以降について行った。

以下に、具体的な指数のギャップ修正の方法を示す。

ア 平成 26 年センサスの常用雇用者数と毎月勤労統計調査の推計常用労働者数とのギャップ率を

$$G_1 = \frac{\text{平成 26 年経済センサスによる常用雇用者数}}{\text{平成 26 年 6 月分の本調査期間末常用労働者数}} \quad (\text{小数点以下第 7 位まで})$$

として、平成 21 年 7 月分から平成 26 年 6 月分までの指数を次式により修正した。

$$I' (\text{修正後指数}) = I (\text{修正前指数}) \times \left\{ 1 + \frac{n}{60} (G_1 - 1) \right\} \quad (\text{小数点以下第 1 位まで})$$

ここで、 n は、平成 21 年 7 月から当該月までの月数とする（平成 21 年 7 月； $n=1$ 、平成 26 年 6 月； $n=60$ ）。

イ また、このギャップ率 G_1 を用いて、平成 26 年 7 月分から平成 29 年 12 月分までの指数を次式により修正した。

$$I' (\text{修正後指数}) = I (\text{修正前指数}) \times G_1 \quad (\text{小数点以下第 1 位まで})$$

ウ さらに、この修正した指数の平成 27 年平均が 100 となるように、指数作成開始時点から平成 29 年 12 月分までの指数を次式により補正するとともに、基準数値を変更した。

$$I'' (\text{基準時調整後指数}) = I' (\text{修正後指数}) \times \frac{1200^{\text{注}}}{\text{平成 27 年各月の修正後指数の合計}} \quad (\text{小数点以下第 1 位まで})$$

注：修正後指数の作成ができない月がある場合、作成できた月の数 $\times 100$

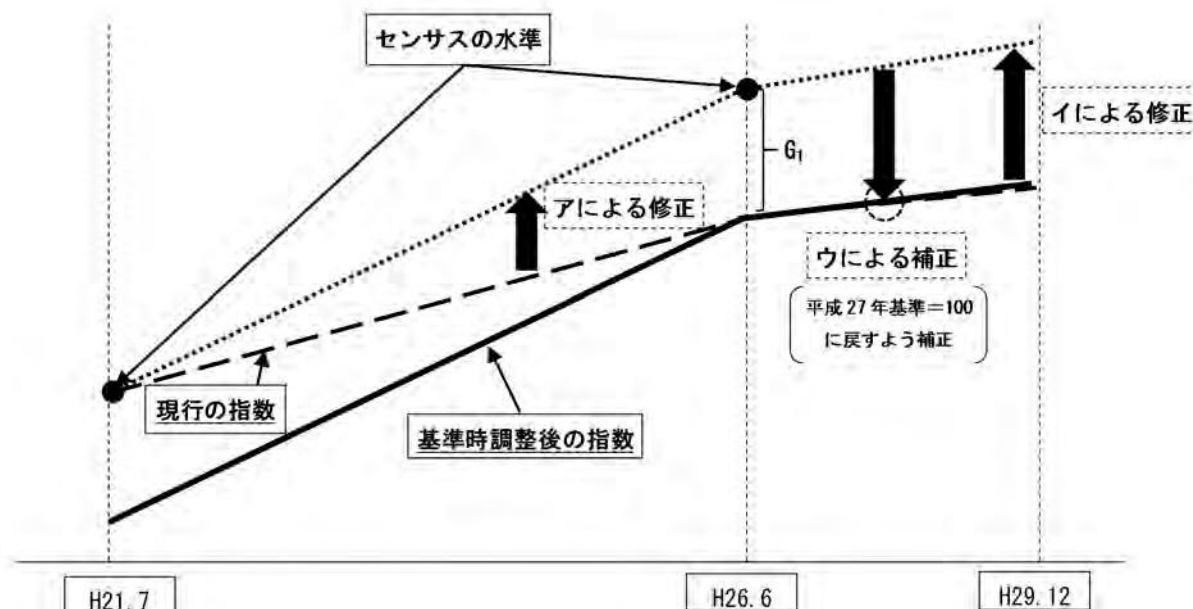
$$\text{新基準数値} = \frac{\sum E_{H27,i}}{12}$$

$\sum$; 平成 27 年 1 月から 12 月までを合計

$E_{H27,i}$; 平成 27 年 i 月分の本月末推計労働者数 $\times G_1$ （平成 27 年の各月に同じ係数 G_1 を乗じる。）

ここで、新基準数値は、平成 27 年における 12 か月分の実数（本月末推計労働者数）を指数と同様の方法でギャップ修正を行い、単純平均して算出する。

イメージ図



エ 上記アの修正を行った指数により、増減率を平成 21 年 7 月分から平成 27 年 6 月分について再計算した。（平成 21 年 6 月分以前及び平成 27 年 7 月分以降については、再計算しない。）

(2) 一般・パートタイム労働者別常用雇用指数

一般・パートタイム労働者別常用雇用指数は、基本的には、(1) の常用雇用指数（就業形態計）のギャップ修正の考え方と同様であるが、平成 30 年 1 月分調査について、旧調査結果と新調査結果とではパートタイム労働者比率の推計値にギャップが生じるため、上記 (1) のギャップ修正に加えて、このギャップについての補正を平成 24 年 1 月分以降の指数について行った。

ア 平成 21 年 7 月分から平成 26 年 6 月分までの指数を次式により修正した。

$$I' \text{ (修正後指数)} = I \text{ (修正前指数)} \times \left\{ 1 + \frac{n}{60} (G_1 - 1) \right\} \quad (\text{小数点以下第 1 位まで})$$

ここで、 n は、平成 21 年 7 月から当該月までの月数とする（平成 21 年 7 月； $n=1$ 、平成 26 年 6 月； $n=60$ ）。 G_1 は、上記 (1) アにより算出したギャップ率。

また、このギャップ率 G_1 を用いて、平成 26 年 7 月分から平成 29 年 12 月分までの指数を次式により修正した。

$$I' \text{ (修正後指数)} = I \text{ (修正前指数)} \times G_1 \quad (\text{小数点以下第 1 位まで})$$

イ 上記アにより修正された指数から逆算された平成 29 年 12 月末の推計一般（パートタイム）労働者数と、平成 30 年 1 月分の新調査結果による前月末の推計一般（パートタイム）労働者数（平成 29 年 12 月の本月末のパートタイム労働者比率と平成 30 年新 1 月分の前月末のパートタイム労働者比率）との間にギャップがあるため、

$$G_2 = \frac{\frac{\text{平成30年新 1 月分集計結果による前月末一般（パートタイム）労働者数}}{\text{平成30年新 1 月分集計結果による前月末労働者数（就業形態計）}}}{\frac{\text{平成29年12月分本月末一般（パートタイム）労働者数}}{\text{平成29年12月分本月末労働者数（就業形態計）}}} \quad (\text{小数点以下第 7 位まで})$$

をギャップ率として、平成 24 年 1 月分から平成 29 年 12 月分までの指数を次式により再度補正した。

$$I'' \text{ (補正後指数)} = I' \text{ (修正後指数)} \times \left\{ 1 + \frac{n}{72} (G_2 - 1) \right\} \quad (\text{小数点以下第 1 位まで})$$

ここで、 n は、平成 24 年 1 月から当該月までの月数とする（平成 24 年 1 月； $n=1$ 、平成 29 年 12 月； $n=72$ ）。

ウ さらに、この補正した指数の平成 27 年平均が 100 となるように、指数作成開始時点から平成 29 年 12 月分までの指数を次式により補正するとともに、基準数値を変更した。

$$I''' \text{ (基準時調整後指数)} = I'' \text{ (補正後指数)} \times \frac{1200^{\text{注}}}{\text{平成 27 年各月の補正後指数の合計}} \quad (\text{小数点以下第 1 位まで})$$

注：補正後指数の作成ができない月がある場合、作成できた月の数 $\times 100$

$$\text{新基準数値} = \frac{\sum E_{H27,i}^*}{12}$$

$\sum$; 平成 27 年 1 月から 12 月までの合計

$E_{H27,i}^*$; 一般（パートタイム）労働者の平成 27 年 i 月分 ($i=1, 2, \dots, 12$) 本月末推計

$$\text{労働者数} \times G_1 \times \left\{ 1 + \frac{36+i}{72} (G_2 - 1) \right\}$$

注：平成 27 年 1 月は、平成 24 年 1 月から 37 か月目である。

エ 平成 21 年 7 月分から平成 23 年 12 月分については、上記アの修正を行った指数により、平成 24 年 1 月分から平成 29 年 12 月分については、上記ア、イの補正を行った指数により、

それぞれの増減率を再計算した。（平成 21 年 6 月分以前については、再計算しない。）

10 平成 27 年 1 月分調査における指数の改訂の考え方

平成 27 年 1 月のギャップ修正は、平成 24 年次フレーム（事業所母集団データベース）に基づく第一種事業所の抽出替えを平成 27 年 1 月分調査において行ったことに伴い、賃金指数及び労働時間指数の改訂を行った。

各指数の改訂の考え方は以下のとおりである。

(1) 賃金・労働時間指数

賃金・労働時間指数については、ギャップ修正の基本的な考え方に従い、前回のギャップ修正実施月の翌月である平成 24 年 2 月分に遡って指数の修正を行った。

抽出替えに伴うギャップを、

$$G(\text{ギャップ率}) = \frac{\text{平成27年1月分新調査結果}}{\text{平成27年1月分旧調査結果}} \quad (\text{注})$$

として、平成 24 年 2 月分から平成 26 年 12 月分までの指数を次式により修正した。

$$I'(\text{修正後指数}) = I(\text{修正前指数}) \times \left\{ 1 + \frac{n}{36}(G - 1) \right\}$$

ここで、 n は、平成 24 年 2 月から当該月までの月数とする（平成 24 年 2 月； $n = 1$ 、平成 26 年 12 月； $n = 35$ ）。

一般・パートタイム労働者別の賃金・労働時間指数についても同様の方法で補正した。

(注) 賃金指数については、いずれの指数についても「きまって支給する給与」のギャップ率を用いた。

(2) 実質賃金指数

実質賃金指数については、上記(1)で(名目)賃金指数を補正した後、次式により補正した。

$$I'(\text{補正後実質賃金指数}) = \frac{\text{(1)による補正後の(名目)賃金指数}}{\text{消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

(3) 増減率の改訂

ギャップ修正を行った指数により、増減率を再計算した。

すなわち、賃金・労働時間指数の増減率を平成 24 年 2 月分以降について改訂した。

なお、指数を作成していない所定外給与、特別に支払われた給与及び夏季・年末賞与についても、このギャップの補正計算と同様な計算を行い、増減率のみ改訂した。

11 平成 22 年 1 月分結果からの表章産業の変更

(1) 表章産業の変更について

日本標準産業分類の改定（平成 19 年 11 月）に伴い、平成 22 年 1 月分速報結果公表から、改定後の日本標準産業分類に基づき月次の公表を行うこととした。全国調査における表章産業は、第 4 表のとおりである。

(2) 平成 21 年以前の結果との接続について

旧産業分類に基づいて表章している平成 21 年以前の結果は、平成 18 年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動が 3.0%以内に収まる旧産業分類（第 6 表 「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である旧産業分類）の結果を時系列的に接続するものとして扱っている。

12 指数等の季節調整

(1) 季節調整の方法

- ア 指数等の季節調整は、センサス局法（X-12-ARIMA のなかの X-11 デフォルト）を用いている。
- イ 実質賃金指数及び入・離職率は、次式に従って計算したものをそれぞれの季節調整値としている。

$$\text{季節調整済実質賃金指数} = \frac{\text{季節調整済名目賃金指数}}{\text{季節調整済消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

$$\text{季節調整済入(離)職率} = \frac{\text{季節調整済月間の増加(減少)労働者数}}{\text{季節調整済前月末労働者数}} \times 100$$

(2) 季節調整の対象期間及び季節調整値の再計算の頻度

- ア 季節調整値は、年 1 回、毎年 12 月分までのデータが揃った時点で再計算し、原則として 1 月分結果速報公表時に再計算の対象とした全期間の季節調整値を改訂している（季調替え）。
- イ 季節調整値の計算の対象とする期間は、原則として、指数作成開始時点から前年の 12 月分までであるが、指数作成開始時点が昭和 29 年以前である系列については、昭和 30 年 1 月分を始期としている。なお、事業所規模 30 人以上の実質賃金指数については、全て昭和 45 年 1 月分を始期としている。

また、再計算の対象となった期間以降の季節調整値の作成には、季節調整値の再計算の際に計算される予測季節要素を用いている。

13 時系列比較のための推計値について

「500 人以上規模の事業所」については、調査計画及び公表資料で全数調査することとしていたところ、実際は、平成 16 年以降、東京都について抽出調査となっていた。

また、「500 人以上規模の事業所」について、東京都のみ他の道府県と異なる抽出率となっていたが、平成 16 年～29 年の間、公表する賃金等の全国データを作成する際、東京都の抽出調査の結果について必要な統計的处理（抽出率による復元）を加えることなく、全数調査の結果として取り扱っていた。

これについて、令和元年 6 月から、厚生労働省の直轄により「500 人以上規模の事業所」について全数調査を実施するとともに、平成 24 年以降の公表値については、抽出調査に必要な

復元をした「再集計値」を公表した。しかし、平成 16 年から 23 年までについては、復元に必要なデータの一部が存在しないことから、再集計を行うことができなかったため、時系列比較可能な指数として、「時系列比較のための推計値」を公表している。

14 指数等の作成状況

指数等の作成状況は、第 7 表「毎月勤労統計調査全国調査における指数等の作成状況」に示すとおりである。

第6表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業接続表

表章産業（新産業分類）			旧産業との接続	平成21年以前の表章産業（旧産業分類）	
産業分類	表示するときの表記名			旧産業	表示するときの表記名
大分類	TL	調査産業計	○	TL	調査産業計
	C	鉱業，採石業，砂利採取業	○	D	鉱業
	D	建設業	○	E	建設業
	E	製造業	○	F	製造業
	F	電気・ガス・熱供給・水道業	○	G	電気・ガス・熱供給・水道業
	G	情報通信業	▲	H	情報通信業
	H	運輸業，郵便業	▲	I	運輸業
	I	卸売業，小売業	▲	J	卸売・小売業
	J	金融業，保険業	◎	K	金融・保険業
	K	不動産業，物品賃貸業	×		
	L	学術研究，専門・技術サービス業	×		
	M	宿泊業，飲食サービス業	×		
	N	生活関連サービス業，娯楽業	×		
	O	教育，学習支援業	▲	O	教育，学習支援業
	P	医療，福祉	○	N	医療，福祉
	Q	複合サービス事業	▲	P	複合サービス事業
	R	サービス業（他に分類されないもの）	×		
中分類	D06	総合工事業	◎	E06	総合工事業
	D07	職別工事業（設備工事業を除く）	◎	E07	職別工事業（設備工事業を除く）
	D08	設備工事業	◎	E08	設備工事業
	E-1	消費関連製造業	▲	F-1	消費関連製造業
	E-2	素材関連製造業	△	F-2	素材関連製造業
	E-3	機械関連製造業	△	F-3	機械関連製造業
	E09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	◎	F09,10	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業
	E11	繊維工業	×		
	E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	△	F13	木材・木製品製造業（家具を除く）
	E13	家具・装備品製造業	◎	F14	家具・装備品製造業
	E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	△	F15	パルプ・紙・紙加工品製造業
	E15	印刷・同関連業	◎	F16	印刷・同関連業
	E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	×		
	E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	◎	F19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	E19	ゴム製品製造業	◎	F20	ゴム製品製造業
	E21	窯業・土石製品製造業	○	F22	窯業・土石製品製造業
	E22	鉄鋼業	◎	F23	鉄鋼業
	E23	非鉄金属製造業	◎	F24	非鉄金属製造業
	E24	金属製品製造業	◎	F25	金属製品製造業
	E25	はん用機械器具製造業	×		
	E26	生産用機械器具製造業	×		
	E27	業務用機械器具製造業	×		
	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	▲	F29	電子部品・デバイス製造業
	E29	電気機械器具製造業	×		
	E30	情報通信機械器具製造業	×		
	E31	輸送用機械器具製造業	◎	F30	輸送用機械器具製造業
	E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	×		
	F33	電気業	◎	G33	電気業
	G37	通信業	×		
	G39	情報サービス業	○	H39	情報サービス業
	G41	映像・音声・文字情報制作業	×		
	H42	鉄道業	◎	I42	鉄道業
	H43	道路旅客運送業	◎	I43	道路旅客運送業
	H44	道路貨物運送業	○	I44	道路貨物運送業
	I-1	卸売業	△	J-1	卸売業
	I51	繊維・衣服等卸売業	◎	J50	繊維・衣服等卸売業
	I52	飲食料品卸売業	△	J51	飲食料品卸売業
	I54	機械器具卸売業	○	J53	機械器具卸売業
	I-2	小売業	×		
	I56	各種商品小売業	◎	J55	各種商品小売業
	I57	織物・衣服・身の回り品小売業	◎	J56	織物・衣服・身の回り品小売業
	I58	飲食料品小売業	×		
	I59	機械器具小売業	×		
	J62	銀行業	▲	K61	銀行業
	J63	協同組織金融業	◎	K62	協同組織金融業
	J64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関	×		
	J65	金融商品取引業，商品先物取引業	▲	K65	証券業，商品先物取引業
	J67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	◎	K67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
	K68, 69	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	○	L	不動産業
	K70	物品賃貸業	◎	Q88	物品賃貸業
L71	学術・開発研究機関	◎	Q81	学術・開発研究機関	
L72	専門サービス業（他に分類されないもの）	×			
L73	広告業	×			
L74	技術サービス業（他に分類されないもの）	×			
M75	宿泊業	◎	M72	宿泊業	
M76	飲食店	◎	M-1	飲食店	
M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	×			
N80	娯楽業	×			
O81	学校教育	○	O76	学校教育	
O82	その他の教育，学習支援業	×			
P83	医療業	◎	N73	医療業	
P85	社会保険・社会福祉・介護事業	◎	N75	社会保険・社会福祉・介護事業	
Q87	協同組合（他に分類されないもの）	×			
R88	廃棄物処理業	◎	Q85	廃棄物処理業	
R89, 90	自動車整備業、機械等修理事業（別掲を除く）	○	Q86.87	自動車整備業、機械等修理事業	
R91	職業紹介・労働者派遣業	×			
R92	その他の事業サービス業	×			

表章産業(新産業分類)		旧産業との接続	平成21年以前の表章産業(旧産業分類)	
産業分類	表示するときの表記名		旧産業	表示するときの表記名
小分類				
E091	畜産食料品製造業	◎	F091	畜産食料品製造業
E092	水産食料品製造業	◎	F092	水産食料品製造業
E097	パン・菓子製造業	◎	F097	パン・菓子製造業
E151	印刷業	◎	F161	印刷業
E165	医薬品製造業	◎	F176	医薬品製造業
E183	工業用プラスチック製品製造業	◎	F193	工業用プラスチック製品製造業
E244	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業含む）	◎	F254	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業含む）
E266	金属加工機械製造業	◎	F264	金属加工機械製造業
E281	電子デバイス製造業	×		
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	×		
E292	産業用電気機械器具製造業	×		
E311	自動車・同附属品製造業	◎	F301	自動車・同附属品製造業
G391	ソフトウェア業	○	H391	ソフトウェア業
I522	食料・飲料卸売業	×		
I543	電気機械器具卸売業	×		
I581	各種食料品小売業	×		
I591	自動車小売業	×		
K694	不動産管理業	×		
L711	自然科学研究所	◎	Q811	自然科学研究所
L742	土木建築サービス業	△	Q805	土木建築サービス業
L743	機械設計業	×		
N804	スポーツ施設提供業	×		
N806	遊戯場	◎	Q846	遊戯場
P831	病院	×		
P832	一般診療所	×		
P853	児童福祉事業	×		
P854	老人福祉・介護事業	×		
P855	障害者福祉事業	×		
R881	一般廃棄物処理業	◎	Q851	一般廃棄物処理業
R912	労働者派遣業	×		
R922	建物サービス業	◎	Q904	建物サービス業
R923	警備業	◎	Q906	警備業

※ 旧産業との接続欄

「◎」は産業の範囲が新旧で完全に一致する産業

「○」は産業の範囲は一致しないが、常用労働者数の違いが0.1%以下

「▲」は産業の範囲は一致しないが、常用労働者数の違いが3.0%以下

「×」は平成21年以前に常用労働者数の違いが3.0%に収まる産業がない産業

（常用労働者数の違いは、平成18年事業所・企業統計調査の新旧産業分類集計によります。）

第7表 毎月勤労統計調査全国調査における指数等の作成状況

産業分類 <

表の見方 ○ … 事業所規模5人以上及び30人以上の2区分について、指数等を作成していることを示す。

◎ … 事業所規模5人以上及び30人以上に加え、500人以上、100～499人、30～99人、5～29人の計6区分について、指数等を作成していることを示す。

（注1） 季調値は、就業形態計のみ作成している。

（注2） 日本標準産業分類（平成25年10月改定）の一部の中分類をあわせて指数等を作成。また、一部の中分類では作成していない。